

項目	基準値	測定方法
(1) 生活環境に関する項目		排水基準を定める省令 (昭和46年総理府令第 35号)第2条の規定に より環境大臣が定める方 法
化学的酸素要求量 (COD)	20mg/L以下	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	20mg/L以下	
浮遊物質 (SS)	20mg/L以下	
(2) 人の健康の保護に関する項目		地下水の水質汚濁に係る 環境基準 (平成9年環境 庁告示第10号)に定め る方法。ただし、有機燐に ついては、日本産業規格 (産業標準化法 (昭和2 4年法律第185号)第 20条第1項の日本産業 規格をいう。)K0102 に定める方法
カドミウム	0.003mg/L以下	
全シアン	検出されないこと。	
有機燐	検出されないこと。	
鉛	0.01mg/L以下	
六価クロム	0.02mg/L以下	
砒素	0.01mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
四塩化炭素	0.002mg/L以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	
チウラム	0.006mg/L以下	
シマジン	0.003mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
ベンゼン	0.01mg/L以下	
セレン	0.01mg/L以下	

ほう素	1 mg/L以下	
ふっ素	0.8 mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.0 mg/L以下	
クロロエチレン	0.002 mg/L以下	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	
(3) その他の項目		水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省 令101号)に定める方 法。ただし、ダイオキシン 類については、ダイオキシ ン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底 質の汚染を含む。)及び土 壌の汚染に係る環境基準 (平成11年環境庁告示 第68号)に定める方法
亜鉛	1.0 mg/L以下	
アルミニウム	0.2 mg/L以下	
鉄	0.3 mg/L以下	
銅	1.0 mg/L以下	
ナトリウム	200 mg/L以下	
マンガン	0.05 mg/L以下	
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	
フェノール類	0.005 mg/L以下	
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L以下	
(4) 農薬類(ゴルフ場に適用)		
ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針(令和2年3月27日付け環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知)に定める項目、基準値及び測定方法		